前項の方法と同一にす。但し大体の法文の決定を
法律部に廻附すること。

(3)改

(ロ)工場法及鉱山法附則実施のこと。但し修正个所の調査
前項と同一の方法をとること。
及法文の大体決定は法律部に廻附する。

(ハ)労[illegible]の件を上程する。

(イ)[illegible]

(ロ)労働組合法改正(松岡西尾試案)修正案法律部に廻附後
[illegible]
更に[illegible]附する演説会を全国的に催す様各組
合に[illegible]

(ニ)悪[illegible]の件は同じにする。

(ホ)支[illegible]会議に関して——

一、労働婦人政策上の運動承認のこと。
(松岡氏の提案になるもので、紡織労働と本部婦人部との共同運動として具体化するのである)を承認す。

八、事務会議
毎週会議開催に関して水曜日午後一時とす。

以上

第二回中央委員会
日時　十一月二十八、二十九、三十、十二月一二日＝五日間
場所　総同盟本部にて
出席者
鈴木会長、安藝盛、田中勲、山本懸蔵(遠藤代理)、小泉七造、原虎一(望月代理)、土井直作(小原代理)、光吉悦心、石山寅吉、
各部
西尾末広、松岡駒吉、赤松克麿、麻生久
上條愛一、片山哲、山名義鶴

議事
無産政党問題——二十八日——